

神楽でつなぐ地域活性化事業VR動画制作業務委託 企画提案競技実施要領

令和6年6月11日
みやざき文化振興課

1 業務の目的

本県は『古事記』『日本書紀』に描かれた日向神話の舞台であり、県内各地に神話ゆかりの地や伝承、神楽などが数多く残されている。中でも、神話の世界を舞で表現したとされる神楽は、地域の人々の生活と密接に関わり合いながら大切に継承され、みやざきの「宝」の一つとなっている。

県内各地に残されている神楽を継承し、持続可能な地域づくりに生かしていく観点から、デジタル技術を活用し、神楽をはじめとした本県の文化資源の魅力を若者など幅広い層に戦略的に発信することにより、国内外の人々に「選ばれる」宮崎の実現を目指す。

また、令和7年度の大阪・関西万博やその後の県内外のイベント、県内施設においてVR映像を活用することで神楽への興味・関心を高める。

2 業務の名称 神楽でつなぐ地域活性化事業VR動画制作業務

3 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託料の上限額
9,450,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払 委託業務完了後の精算払いとする。

7 委託契約書 別添のとおり

8 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とし、その旨の「誓約書」を提出すること。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (7) 県税に未納がない者

10 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

11 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 事前説明会参加申込締切 | 令和6年6月18日 (火) |
| (2) 事前説明会 | 令和6年6月20日 (木) |
| (3) 質問受付締切 | 令和6年6月24日 (月) |
| (4) 参加申込締切 | 令和6年6月28日 (金) |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和6年7月5日 (金) |
| (6) 結果通知 | 令和6年7月12日 (金) 頃 |
| (7) 委託契約締結予定日 | 令和6年7月19日 (金) 頃 |

12 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時：令和6年6月20日 (木) 午後2時から

場所：宮崎県庁本館3階 総合政策部会議室 (Microsoft Teamsによるオンライン参加も可能。)

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書 (別紙1) をファックス又は電子メールにより令和6年6月18日 (火) 午後5時までに提出すること。なお、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

オンラインでの参加者には、事前説明会参加申込書に記載されたメールアドレスに前日までに連絡する。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

(2) 質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書 (別紙2) をファックス又は電子メールにより令和6年6月24日 (月) 午後5時までで受け付ける。なお、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、企画提案競技参加申込者に書面 (電子メール) にて連絡する。(質問者名は公表しない。)

(3) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書 (別紙3) をファックス又は電子メールにより令和6年6月28日 (金) 午後5時までに提出すること。なお、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 各者の提案は、1者1案とする。

イ 提出物

(ア) 企画提案書 (様式任意 サイズはA4又はA3で作成すること。) 【原本1部、コピー1部、コピーの電子媒体1部】

・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。

・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

・チラシデザインについて、サンプルまたはコンセプトを記載すること。

(イ) 過去の制作実績動画 (web上で視聴できる場合には、サイトのURLを記載してもよい。DVD等で送付する場合には、動画ファイルはMPEG4形式とし、DVDプレイヤーやDVDドライブ付きのPC等で再生できるようファイナライズ済みのものとする。ケースは透明なプラスチックケース (個装できるもの) とすること。) 【1部】

(ウ) 会社概要 (既存のもの) 【1部】

(エ) 見積書 (様式任意) 【原本1部、コピー1部、コピーの電子媒体1部】

・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

・経費区分、計上する経費については、業務委託仕様書「7 経費」を参照すること。

(オ) 企画提案競技の参加に関する誓約事項(別紙4)【1部】

※ コピーは、提案者を判読できる記載やロゴ等は隠してコピーすること。

※ 提出物は、レール式クリアフォルダーなどを使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めの簡易なものとする。

(5) 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 令和6年7月5日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化振興担当

ウ 提出方法 持参又は郵送

13 審査方法・基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。

(2) 審査基準

ア 委託業務の趣旨・コンセプトを十分理解した企画書となっているか

イ 過去に本業務と同等以上の業務実績があるか

ウ 映像の内容が神楽を魅力的に表現したものになっているか

エ 新しいアイデアや独自性のある提案や工夫がなされているか

オ より臨場感を感じることができるよう工夫がされているか

カ VRを初めて体験する方でも簡単に安全に視聴できる工夫が示されているか

キ 仕様書に記載された以外で魅力的な提案があるか

ク 神楽の持続可能性が表現され、ターゲットとする若年層へのPR効果の高いチラシデザインであるか

ケ 業務実施のスケジュールが現実的で遂行可能なものか

コ 業務を実施できる人員と体制が確保できているか

サ 経費の積算に無駄がなく妥当であるか

シ 提案価格に優位性はあるか

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

15 著作権

当該業務委託により作成した成果物の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

16 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。

(2) 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

17 書類提出及び問合せ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館4階)
担 当	宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文化振興担当 坂元
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-32-0111
電子メール	miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

送付先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

FAX：0985-32-0111

E-mail：miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

**神楽でつなぐ地域活性化事業VR動画制作業務委託
企画提案競技 事前説明会参加申込書**

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	(参加人数 名)
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
参加方法	説明会場 オンライン 上記のいずれかに「○」をつけてください。

※ ご質問等ありましたら、ご記入ください。事前説明会で回答します。

※ 事前説明会 令和6年6月20日(木)午後2時から

宮崎県庁本館3階 総合政策部会議室

※ 受付期限 令和6年6月18日(火)午後5時まで

※ 送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙2)

送付先：宮崎県みやざき文化振興課文化振興担当

FAX：0985-32-0111

E-mail: miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

**神楽でつなぐ地域活性化事業VR動画制作業務委託
企画提案競技 質問書**

会社名 (担当)	

※ 受付期限 令和6年6月24日(月)午後5時(必着)

※ 送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙3)

送付先：宮崎県みやざき文化振興課文化振興担当

F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 0 1 1 1

E-mail: miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

**神楽でつなぐ地域活性化事業VR動画制作業務委託
企画提案競技 参加申込書**

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

※ 参加申込期限 令和6年6月28日(金)午後5時(必着)

※ 送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙 4)

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (7) 県税に未納がない者

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

住 所

氏 名